



## お知らせ

## 5地区の地区防災計画を配布

地区防災計画は、自主防災組織による地域防災力の向上を目的に作成が進められており、このたび5地区で完成しました。当該地区の各町会で配布するほか、区役所でもお配りします。

なお、当該地区以外の13地区につきましても順次完成する予定です。

- 完成地区 新東三国、西中島、木川南、田川、加島

問合せ 市民協働課(防災)

4階41番 ☎6308-9743

## 中学校給食が区内5中学で給食/家庭弁当の選択制となります

宮原・新北野・三国・美津島・十三の5中学校では、4月から給食(デリバリー方式)/家庭弁当の選択制となります。東三国中学校では、引き続き、親子方式(小学校で調理した給食を運搬)により全員が給食を食べることになります。

～中学校給食のこれから～

大阪市では、日々の温かい給食の提供に加えて、分量調整、アレルギー等により柔軟に対応できるように、学校で調理して提供する学校調理方式への移行をめざしています。平成31年度2学期までに市内全校で実施する予定です。

詳しくはホームページにて。

大阪市 中学校給食 検索

問合せ 市民協働課(教育支援)

4階41番 ☎6308-9415

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の国債発行が遅れています

平成27年4月受付開始の「第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の請求書類につきましては、区役所で受付した後、随時大阪府へ送付しています。

現在、大阪府での内容審査および裁定都道府県(戦没者等が除籍された当時の本籍地)での処理を行っていますが、国債の発行が大幅に遅れており、区役所での受付後交付まで、概ね1年6か月～2年程度お待ちいただいている状況です。

ご請求者様へは、国債が発行されましたら区役所から通知いたしますので、今しばらく

お待ちくださいますようお願いいたします。

問合せ 市民協働課(地域支援)

4階41番 ☎6308-9734

## 児童扶養手当の支給月額が改定されます

平成29年4月分から、

- 児童1人目 全部支給の場合:4万2,330円→4万2,290円、一部支給の場合:4万2,320円～9,990円→4万2,280円～9,980円
- 児童2人目 全部支給の場合:1万円→9,990円、一部支給の場合:9,990円～5,000円→9,980円～5,000円
- 児童3人目以降 全部支給の場合:6,000円→5,990円、一部支給の場合:5,990円～3,000円→5,980円～3,000円に改定されます。

現在児童扶養手当を受給中の方については、7月末までに改定後手当額のお知らせを送付します。

問合せ 保健福祉課(子育て支援)

2階23番 ☎6308-9423

## 特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定

平成29年4月分から手当月額が次のとおり改定されました。

- ①特別児童扶養手当(1級):51,500円→51,450円
- ②特別児童扶養手当(2級):34,300円→34,270円
- ③特別障がい者手当:26,830円→26,810円
- ④障がい児福祉手当:14,600円→14,580円
- ⑤経過的福祉手当:14,600円→14,580円

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 保健福祉課(保健福祉) 3階32番 ☎6308-9857 ☎6885-0537

## 介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、

口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)に、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、7月中旬に送付します。

問合せ 保健福祉課(介護保険)

3階31番 ☎6308-9859

## 身体障がい者手帳カバーへの点字ラベルの貼付

区役所では、身体障がい者手帳(視覚障がい)の交付時に「身体障がい者手帳」等の表記の点字ラベルを作成し、手帳カバーへの貼付をおこなっています。視覚障がいがあり、すでに手帳をお持ちの方で希望される場合はお申し出ください。

問合せ 保健福祉課(保健福祉) 3階32番 ☎6308-9857 ☎6885-0537

## 後期高齢者医療保険料軽減割合の改定

平成29年度の後期高齢者医療保険料にかかる軽減割合が改定されました。

①賦課のもととなる所得金額が58万円以下の被保険者について

改定前:所得割保険料の5割を軽減。

改定後:所得割保険料の2割を軽減。

②会社の健康保険などの被扶養者であった被保険者について

改定前:均等割保険料の9割を軽減。

改定後:均等割保険料の7割を軽減。

なお、お一人おひとりの保険料額は7月にお知らせします。

問合せ 窓口サービス課(保険年金)

4階43番 ☎6308-9956

## 市税の納期限

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、5月1日(月)です。市税へのご理解と納期内の納付をお願いします。

問合せ

●固定資産税・都市計画税(土地・家屋)  
梅田市税事務所

☎4797-2957(土地)、2958(家屋)

●固定資産税(償却資産)

船場法人市税事務所 ☎4705-2941

## 田川公園グラウンドでボール遊びをしよう!

田川公園グラウンドでは、4月から小学生以下の子ども達が優先的にボール遊びができるようになります。

利用可能時間 平日の放課後～日が暮れるまで ルール 野球の硬球は使用できません 問合せ 市民協働課 ☎6308-9734

